

# 自治基本条例の適切な運用に関する他自治体の取り組み事例について

## 事例1 埼玉県鶴ヶ島市 地域協働ポータルサイト～情報の共有・ネットワーク化～ [ サイト画面 ]

サンクスとスマイルがつながる地域協働ポータルサイト ようこそ ゲストさん | 新規会員登録(初めての方へ) | ログイン

**つるがしま TOWNTIP** | プロジェクト | ブログ | タウンTV

検索 🔍 文字の大きさ   お問い合わせ ?

---

マイ・タウンチップへようこそ

投稿コミュニティ! マチコミMAP

イベント・インフォ マチカレンダー

タウンTV

プロジェクト一覧

現在のみんなの まちづくりポイント合計 **6,922 pt**

まちづくりポイントとは? ご質問(FAQ) プロジェクト別で見る

現在のみんなからの まちづくり寄附合計 **236,585 yen**

まちづくり寄附方法 ご質問(FAQ) プロジェクト別で見る

---

まちについて考える、伝える、力になる

## TOWNTIP

タウンチップは、「新しい公共」の創造に向けて、地域が共感・共鳴・協働する「まちづくり」を推進するためのテーマ特化型のソーシャルネットワークサービス(SNS)です。 >>さらに詳しく

>タウンチップの4つの楽しみ方

地域情報を  
見る  
投稿する

地域プロジェクトに  
参加する

地域活動を  
応援する

寄附や地域活動で  
ポイントを  
もらう

**タウンチップ活用ガイド**

近日公開

---

**タウンチップからのお知らせ**

- 2010.10.04 ◦10/28実施の地域協働シンポジウム、および第三回しくみづくり企画会について
- 2010.10.04 ◦「みんなでタウンチップを語ろう!!」について
- 2010.10.04 ◦映像制作ワークショップ開催のお知らせ

**プロジェクト・トピックス**

荒川流域再生プロジェクト・アユの遡上する荒川にて  
今年も、11月28日に荒川太郎右衛門自然再生...  
10.10.13

「緑のカーテン」を広げましょう  
ゴーヤの佃煮ゴーヤの佃煮が(保存食に)良いとふー...  
10.10.11

「緑のカーテン」を広げましょう  
みどりかぜのみなさま 12月に、「緑のカーテン」...  
10.10.11

>>もっと見る

---

**話題のプロジェクト** プロジェクト一覧を見る

**話題のメンバー**

**カテゴリ別プロジェクト** プロジェクト一覧を見る

**メンバー最新ブログ**

おかしちゃんさん(鶴ヶ島)  
USTREAMを使って、第2回全国地域プロジェクト...  
10.10.12

おかしちゃんさん(鶴ヶ島)  
先週いろいろとあったのですが、そのなかのひ...  
10.10.11

s-paru.comさん(鶴ヶ島)  
&nbs...  
10.10.11

>>もっと見る

---

**地域支援事業を選ぶ** 125 プロジェクト 検索 🔍

**環境** 13 件

身近な緑の保全と地球温暖...  
蔵金地区 里山再生プロジェ...  
鶴ヶ島の自然を楽しもう  
花一杯活動に参加しませんか...  
自転車都市構想プロジェクト

全てのプロジェクトを見る

**子育て** 11 件

子フェスと子どものまちを考...  
赤ちゃんの駅  
ヒーローズスクール埼玉  
ヤングボランティアグループ...  
みんなでつくる「たん」おまち...

全てのプロジェクトを見る

**健康・医療・福祉** 4 件

「地域で支えあう健康・福祉...  
鶴ヶ島(付近)のおいしいも...  
アレックスのレモネード:小...  
NICE BODY(ナイス...)

全てのプロジェクトを見る

**市役所インフォ**

インフルエンザ情報を更新しました

ハローワーク川越求人情報10月第2週を掲載

防犯情報:非常事態宣言!振り込め詐欺にご注意!

鶴ヶ島のゆるキャラ「つるゴン」メジャーデビュー

保育所入所・待機児童数を更新しました

学校給食センターのページに給食献立表10月分を掲載しました

>>もっと見る

---

**安心・安全** 3 件

熱中症予防  
鶴ヶ島市防災情報  
自転車マナーを向上させよう

全てのプロジェクトを見る

**学術・文化・芸術・スポーツ** 1 件

「文化・芸術活動を振興する...  
わかば結市(ゆふいち)上広...  
肝高の阿麻和利東京公演を応...  
ゆずり葉  
わかば結市 ハンドメイド...

全てのプロジェクトを見る

---

**まちづくり** 40 件

「活かす満ちたまちづくりの...  
鶴ヶ島サマーカーニバル  
市民がつくる まちの顔! ...  
地活な人々  
鶴ヶ島の農業と食の安全安心...

全てのプロジェクトを見る

**経済・社会** 4 件

ソーシャルビジネス研究会  
CB研究会  
鶴ヶ島に特産を作ろう  
しくみづくり企画会

全てのプロジェクトを見る

---

**人権・平和・国際協力** 5 件

ミャンマーに文房具を送る送...  
(仮称)男女共同参画を学ぶ...  
いっゆる「禁煙ファッション」...  
鶴ヶ島市国際交流協会の事業  
ハーモニーだより

全てのプロジェクトを見る

**環境コーナー**

環境コーナーについて  
緑のカーテンギャラリー  
環境家計簿  
環境アンケート

---

**中間支援・その他** 23 件

地域協働モデル事務局  
東洋大総合情報の輪  
城西大学経済学部  
城西大学現代政策学部  
地域協働ポータルサイトの使...

全てのプロジェクトを見る

**STAFF BLOG**

となりのタウンチップ

---

ホーム | このサイトについて | プライバシーポリシー | 個人情報の取り扱いについて | 利用規約 | 使い方 | お問い合わせ |

Produced by OpenSNP Project. [ OpenSNP System β ]

インターネット | 保護モード: 有効 100%



## [ 概要 ]

サービス・システム名称		寄附による地域活性化モデル構築事業
実施団体		埼玉県鶴ヶ島市
サービス・システムの概要	特徴(キャッチフレーズ)	地域コミュニティ、寄附による地域協働の活性化システム
	説明	汗をかく、知恵を出す、お金を出す(ICカードによる寄附)、市民の様々な状況にに応じて、まちづくり活動への参加手法を用意。SNSを通して、情報発信・交流が可能、活動の様子(映像等)は市内8カ所に設置された大型モニタへ配信され、まちづくり活動を支援する。また、活動等への参加・寄附に対してポイント(経験値)を発行、獲得ポイントを元にユーザの指向性、関心度を可視化。
分類		医療/食/教育/文化/コミュニティ/見守り・介護/就労・労働/防災・災害対策/交通・物流/行政サービス/その他
費用	導入費用	11,000万円
	維持・管理費用	650万円/年
開発に当たって利用した補助金等		地域 ICT 利活用モデル構築事業(総務省、20年、20年繰越、21年)

サービス・システムの目的	目的	市民、NPO 等が行うまちづくり活動に地域協働ポータルサイト(SNS)、IC カードによる寄附システムを導入することにより、寄附金の可視化、活動の可視化、参加手法の拡大を図り、まちづくり活動の認知向上、活発化を推進。また、SNS での交流やワークショップを通して、まちづくりの新たな担い手人材を育成する。
	提供・開発の背景・きっかけ	人口急増による急激な高齢化と社会ニーズの多様化、高度化、複雑化に対応し、鶴ヶ島市では、地域の多様な主体がつながる共鳴・共感・協働するまちづくりを推進。平成 20 年「市民協働推進条例」施行 平成 20 年「寄附によるまちづくり条例」施行 平成 21 年「市民協働推進基金」設置
定量的導入効果 (利用者側・導入者側・その他)		地域協働ポータルサイトの閲覧者数(ユニークユーザ数): のべ 32,587 名(平成 21 年 4 月 1 日～12 月 31 日) システムに参加する個人の数(マイ社会貢献ページ開設者数): 606 名(～平成 22 年 2 月 5 日現在) 当該事業に参加する団体の数(プロジェクト・コミュニティ数): 68 団体(平成 22 年 2 月 5 日現在) 寄附金額: 6,245,125 円(22 年 1 月末日現在。寄附金の実績値による)
定性的導入効果 (利用者側・導入者側・その他)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自発的なオフ会で集った利用者から、「このポータルがなければこのメンバーは顔を会わせることはなかった」とポータルの効果が語られた。</li> <li>・ポータルを通じて知り合った市民が自宅を開放してオフ会を持つようになったり、積極的に行動するようになるなど個人の行動の変容が見られた。</li> <li>・地域情報の交換が盛んになり、利用者に喜ばれている。</li> <li>・地域の課題が可視化され、課題に取り組んでいる人たちがつながった。</li> <li>・行政もこれまでの広報・公聴・市民との合意形成のあり方を考え直す良い契機となった。</li> <li>・本事業を推進するにあたり、複数のパソコンサポートボランティア団体の協力を得て ICT スキルアップ講習会を実施したが、団体にとっても良い刺激になったとの声が聞かれ、行政的にも市民との協働が図られた。</li> </ul>
導入に当たって克服した課題 (苦勞をした点・工夫)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的な取組であったため、市職員、議会や市民への普及啓発に苦勞をした。</li> <li>・導入の初期の段階で、総務省主催の ICT セミナーに参加し、本事業の大きな課題はモデル事業終了後の自律化にあると認識してスタートした。</li> <li>・ICT セミナーで入手した情報により、先進地である三鷹市、世田谷区に視察に行き、相談した。</li> <li>・システム開発の段階から、市民や職員の意見を取り入れて開発するというスタイルを持つ第 3 セクターにシステム開発及び運営を委託することが可能となったため、上記課題を克服することが可能となった。</li> </ul>
導入後の経緯・改善した点		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 年目の取組の段階で、ICT リテラシーの向上の必要性を痛感したため、1 年目に映像ワークショップ、2 年目に ICT スキルアップ講習会を実施した。また、別事業として「映像による地域情報発信支援事業」を行い、市民の映像技術の向上に努めている。</li> <li>・職員(内部)への普及啓発も大きな課題であり、部課長級の管理職対象及び実務者レベルの研修を別々に実施した。</li> <li>・市民全体に対する本事業の普及啓発として、市内シネコンを借り上げ成果報告会を実施したり、シンポジウムを行ったりした。</li> </ul>
今後強化・改善をすべき点、今後の展開など		ユーザの指向性、関心度の集積となるポイントの仕組みを用いて、全庁的に地域協働を推進するための体制を構築するため、各所管課との調整のもとポイントを付与する施策(=市が地域協働の手法により推進する施策)を整理、一覧化し、まちづくり活動が活発化していくメニューを提供していく。また、この取組を市内のみならず、全国的に広くアピールしていくことで、開発モデルの普及と自律的・継続的な運営に結びつけていきたい。



## 2. 目標

「宮原町を守り磨き上げるまちづくり条例」(2003年1月1日施行)を受け継いだ「氷川町を守り磨き上げるまちづくり条例」(2005年10月1日施行、宮原地区にのみ適用)第7条第1項には、「まちづくりの理念」として次の3つの「まちづくり尺度」が掲げられている。すべてのまちづくりはこの尺度によりその方向性や具体的な施策、行動を決めて推進していくと同項に規定されている。

### (1) 火の心

火の国発祥の地として、赤い炎のようなまちづくりへの情熱を持ち、子供から高齢者まで、すべての町民同士がまちへの想いを語り合い、それぞれの意見を尊重し、ひとつひとつのまちづくりの動きをつくっていくような、町民主役のまちづくりの火を灯し続けること。

### (2) 水の心

氷川の水に育まれた町にとって水は切っても切れない存在であり、町の健康を映し出す鏡である。町の風土の中でじっくりと根を生やした暮らしを考える延長線上に、地球に住む人間として、世界に誇れる水の循環を守る暮らしを大切にすること。

### (3) 里山の心

町内にある里山はかつて暮らしと密接にかかわり、人間と自然との最も豊かな関係を築き上げてきた。そこにある自然との共生の心と、ひとつひとつの命の輝く個性を大切にしていくなかで知恵を学び活かしていくこと。

また、同条第2項には次のように「公園のようなまちづくり」を目指すとして規定されている。

町の宝である豊かで多様な自然環境を守り、育み、子供から高齢者まで、すべての町民が安心して住みつけていくための生活環境、文化環境を創造し、町全体が緑豊かでやすらぎを感じる公園のようなまちづくりを目指すものとする。

## 3. 取り組みの体制

「氷川町を守り磨き上げるまちづくり条例」第17条第1項に「まちづくりの推進体制は、まちづくり審議会、まちづくり情報銀行、まちづくり支店長会議、まちづくり支店及びまちづくり地区会議により構成するものとする」と規定されている。それぞれの組織は条例又は同施行規則に以下のように規定されている。

### 「まちづくり審議会」(条例)

第18条 町長は、まちづくりに関する重要事項を調査審議するため、氷川町まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例において審議会の議に基づくものと規定される事項のほか、町長の指定する政策課題に関する事項につき、町長の諮問に応じて調査審議する。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱した委員15人以内で組織する。

#### (1) 知識経験を有する者

#### (2) その他町長が適当と認めた者

### 「まちづくり情報銀行」及び「まちづくり支店」(条例)

#### (まちづくり拠点)

第13条 まちづくり活動の拠点として、町は、まちづくり情報銀行を設置し、地区は、まちづくり情報銀行の支店（以下「まちづくり支店」という。）を設置することができる。

（まちづくりへの参加）

第14条 町は、まちづくり情報銀行を中心として、まちづくり施策の策定から実施、その評価まで町民の参加を図り、まちづくりを推進していくものとする。

2 町は、各世代、各層の多様な参加を図るため、全町的な呼びかけとともに、町内にある各種団体、グループに対しての呼びかけを行い、町民参加の機会を提供するものとする。

3 町は、町外に居住する氷川応援団（町にとって必要な人、氷川町を愛する人及び氷川町のまちづくりの担い手となる人をいう。）の広がりを目指して、まちづくりへの多様な参加の機会を創出するものとする。

（地区のまちづくり）

第15条 地区のまちづくりは、地区の独自の住み良いまちづくりを目指し、まちづくり支店が中心となって、総合振興計画に示す地区別計画（以下「地区別計画」という。）に基づき、町民自らが主体的に推進していくものとする。

2 町は、地区のまちづくりに則した行政施策を推進する。

（地区別まちづくり実施計画）

第16条 まちづくり支店は、地区別計画に則した具体的なまちづくり施策の推進のため、地区別まちづくり実施計画を策定し、町長に提出することができる。

2 町は、地区別まちづくり実施計画に基づく、まちづくり支店の自主的なまちづくり施策推進のため、技術的支援、資金的支援その他支援を行うものとする。

「まちづくり支店長会議」（施行規則）

第5条 条例第17条第1項に規定するまちづくり支店長会議（以下「支店長会議」という。）は、各地区の支店長をもって組織する。

2 支店長会議は、支店経営補助金の審査、まちづくりの検討及び情報交換の場とする。

「まちづくり地区会議」（施行規則）

第6条 条例第17条第1項に規定するまちづくり地区会議（以下「地区会議」という。）は、地区の全住民を対象としたまちづくりの会議とする。

2 地区会議は、区長又は支店長により招集する。

#### 4. 具体策

##### （1）まちづくりの意識改革

宮原地区の行政区域は明治に旧宮原町が成立してからは大きな変化がなかったため、地区の一体感は保たれてきたようであるが、それでも1990年代初頭には地域に関心を持たない人が増えていた。行政がまちづくりをほとんど取り仕切っていたことがその背景にあるという。総合計画は行政職員の作文にすぎず、町民の意見はアンケートで採り入れる程度であったので、住民が望むことと行政がやることとの乖離が生じていたともいう。そのため、住民の間には行政がつくったものは行政が勝手にやったらどうかという雰囲気が強くなってい

た。

このような状態であることに行政の側の危機意識が高まり、まちの運営を本来の自治の姿に戻さなければならないという考えが町長や職員の間で強くなった。そして、町役場の有志5名が「KNIFE」（5名の名字の頭文字）というグループを結成し、役所仕事の改革に取り組み始めた。

しかしながら、行政の間には依然として「まちづくりとは何か新しいものをつくることだ」という意識が強かった。それを変える契機となったのが旧国土庁からの地域振興アドバイザーの派遣である。町ではまちおこしのため、立神峡に「日本一のローラースライダー」を建設する計画を進めていた（農業構造改善事業として実施されていた公園整備の一環）。それを実現するための助言をアドバイザーから得ようというのが町の当初の目論見であった。そして1991年から92年にかけて派遣された3名のアドバイザーは、その計画を潰すべきだと直感した。しかしあえてそれには触れず、宮原の「火の国発祥の地」の由来や「火打ち石」の在り処、「晩白柚（ばんぺいゆ、柑橘系の果物）」のルーツ等、地域資源の見直しを示唆する質問をした。はじめはそれに反発していた「KNIFE」も次第に地域資源の大切さを実感するようになり、アドバイザーと連携してさまざまなワークショップ（地域の宝探し等）を展開し、まちづくりに関する意識を改革していった。この活動には町の内外の多くの人が関わった（地域住民や外部からの学生等）。そして、その活動を通じて、「まちづくりとは何か新しいものをつくることではなく、地域の宝を見つけてそれを磨き上げていくことである」という本来の考え方が広がっていった。また、そのような本来のまちづくりは住民が主役になって行うものだという意識が根付いていった。

## （2）まちづくりの体制の整備

### 拠点の整備

住民主体でまちづくりを進めようという気運が高まったものの、その議論をするための場所としては町役場の庁舎はとても使いにくいものであった。大勢の住民が話し合うための広い場所がなく、また、用事が終わるとすぐに帰らなければならないという雰囲気があった。一方、そのような町役場とは道路をはさんだ反対側に2つの建物があった。ひとつは、旧肥後銀行宮原支店（その前身は井芹銀行）の建物である。これは町が1993年に買収していた。その隣に民家（井芹家が取得し、明治23年まで造り酒屋を営む）の建物があった。その民家については町で管理してくれないかという話が所有者からあった（台風で被害を受けて経済的に維持することが難しくなっていたため）。そこで1995年に引退した森田町長が最後の予算（1995年度）にその買収費を盛り込み、2つの建物をあわせてまちづくりの拠点にする方針を打ち出した。後継の平岡町長は町職員時代からまちづくり拠点の重要性を認識していたのでその考えを引き継いだ。これらの建物を一般に開放してまちづくりに活用することは、住民のワークショップで決定された。

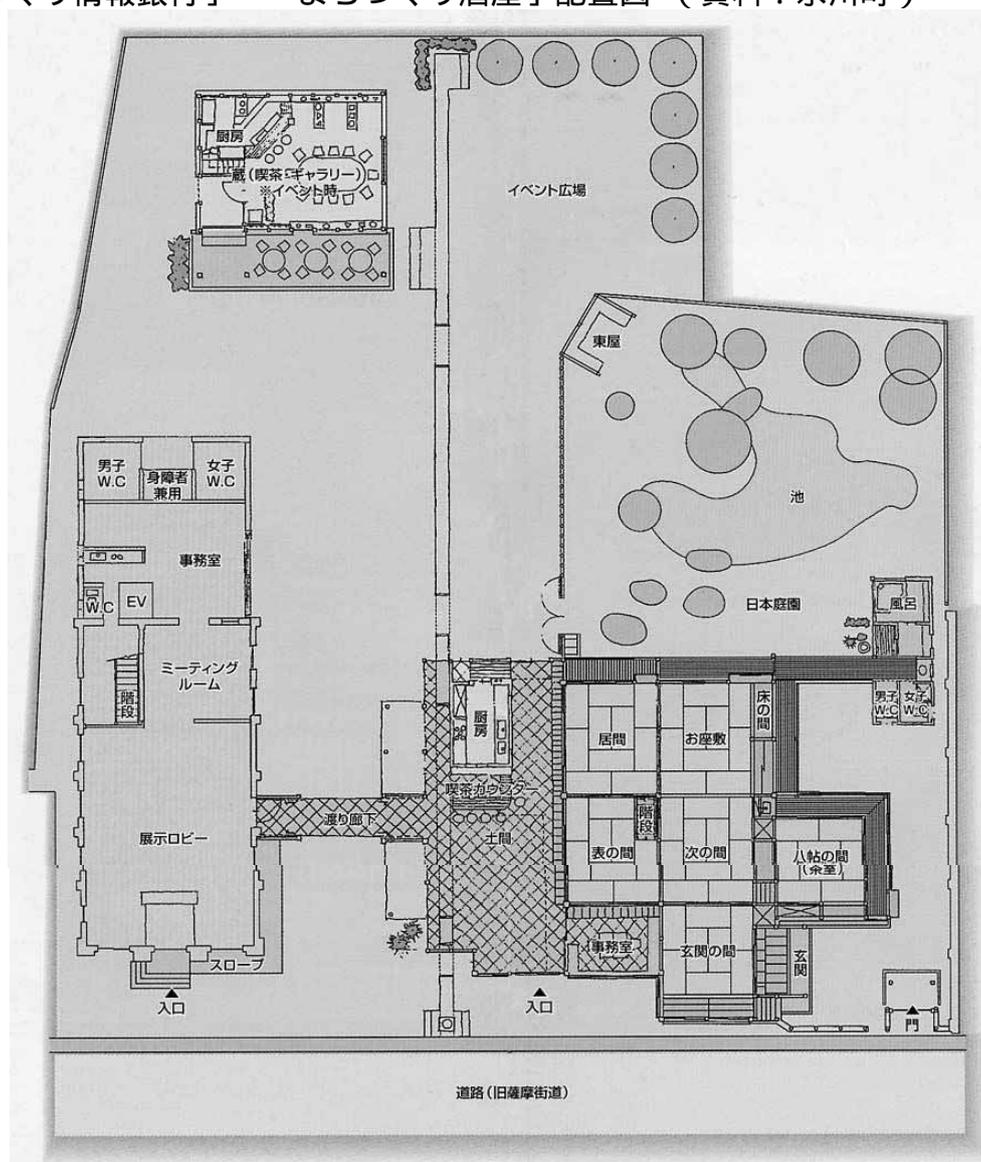
銀行を情報の発信拠点に、酒屋を文化の交流拠点にすることとし、それぞれの施設の名称を「まちづくり情報銀行」及び「まちづくり酒屋」とした（コンサルタント（計画技術研究所寺川氏）の発案、1995年）。銀行の建物は利用するにあたって増築した。

「まちづくり情報銀行」は、町の人々から情報を集め蓄積する機能とともに、まちづくりに関する情報を発信する機能を持つ施設である（1階には事務局、情報センター、サロン、会議の場、2階には会議、作業、研修、情報公開の場がある）。ここに1996年、町企画課を改組した企画調整課（6名）を置き、まちづくりの拠点とした。なお、少人数の企画調整課を支援するために町職員有志による「MMF（宮原まちづくりファンド）」が結成されている。

「まちづくり酒屋」は江戸時代末期の建物を利用したもので、会議、研修、イベント等多目的に利用できる機能を持たせるとともに休憩機能も持たせ、文化と交流の活動拠点とした。「まちづくり酒屋」の名称は「まちづくり」と「造り酒屋」とを掛けあわせて命名されたものである。ここでは、宗教活動以外の利用はすべて受け入れている。公共施設の中でも利用規制は特に緩くなっている。利用料は一部屋一時間あたり町内者100円、町外者200円（冷暖房を用いるときはそれぞれ5割増）である。

建物は両方とも2005年に国の登録有形文化財に指定された。「まちづくり情報銀行」の建物は1925年（大正14年）の竣工、「まちづくり酒屋」の建物は1832年（天保3年）の竣工である（後者は1873年（明治6年）に増築）。

「まちづくり情報銀行」・「まちづくり酒屋」配置図（資料：氷川町）



「まちづくり情報銀行」（左）と「まちづくり酒屋」（右）



#### 組織の整備

住民をまちづくりの主役にすべく、「まちづくり情報銀行」開設直後から具体的な活動が開始された。まず全住民に対してアンケート調査を行って住民の要望を把握した上で、14ある地区毎に地区会議を開催した。その地区会議では、陳情の場にならないよう、はじめに住民による地域の長所短所探しのワークショップを実施し、その上で議論に入った。そのような形ですべての地区で地区会議を開催した。この地区会議が住民自らがまちのことを考える契機となり、その後の更なる地区会議における活動を通じて1998年には「総合振興計画」が住民主体で策定された。

一方、住民が主体的に活動する体制を強化するため、「まちづくり情報銀行」に「支店」（「まちづくり支店」）を設置することとした（1998年）。その設置は、各地区と町企画調整課との熱心な協議の上に成立した合意形成に基づくものである。

14ある地区自治会の世帯数は30～260とばらつきがあるが、それぞれに「まちづくり支店」を設置した。そして各支店に地区担当委員として行政職員を2名ずつ配置した（任期2年）。行政職員の顔が見えないという声があったため、先進地の例を参考にして配置したものである。

「まちづくり支店」には合計約130名の「行員」（「まちづくり推進員」）が勤務している。この「まちづくり推進員」は各地区の住民から選ばれ、その中から支店長、次長を選んでいる。そして年に6回「まちづくり支店長会議」を開いている。まちづくりの会議や活動は日曜日や夜間の開催がほとんどであり、参加者はボランティアである。また、まちづくり推進員（各地区5～15名）をメンバーとする「支店会議」を適宜開催している。まちづくり推進員は毎年4月に各地区が名簿を出すことになっている（「まちづくり条例」に基づく）。

以上のような体制整備の結果、まちづくりの組織は「支店長会議 - 支店会議 - 地区会議」

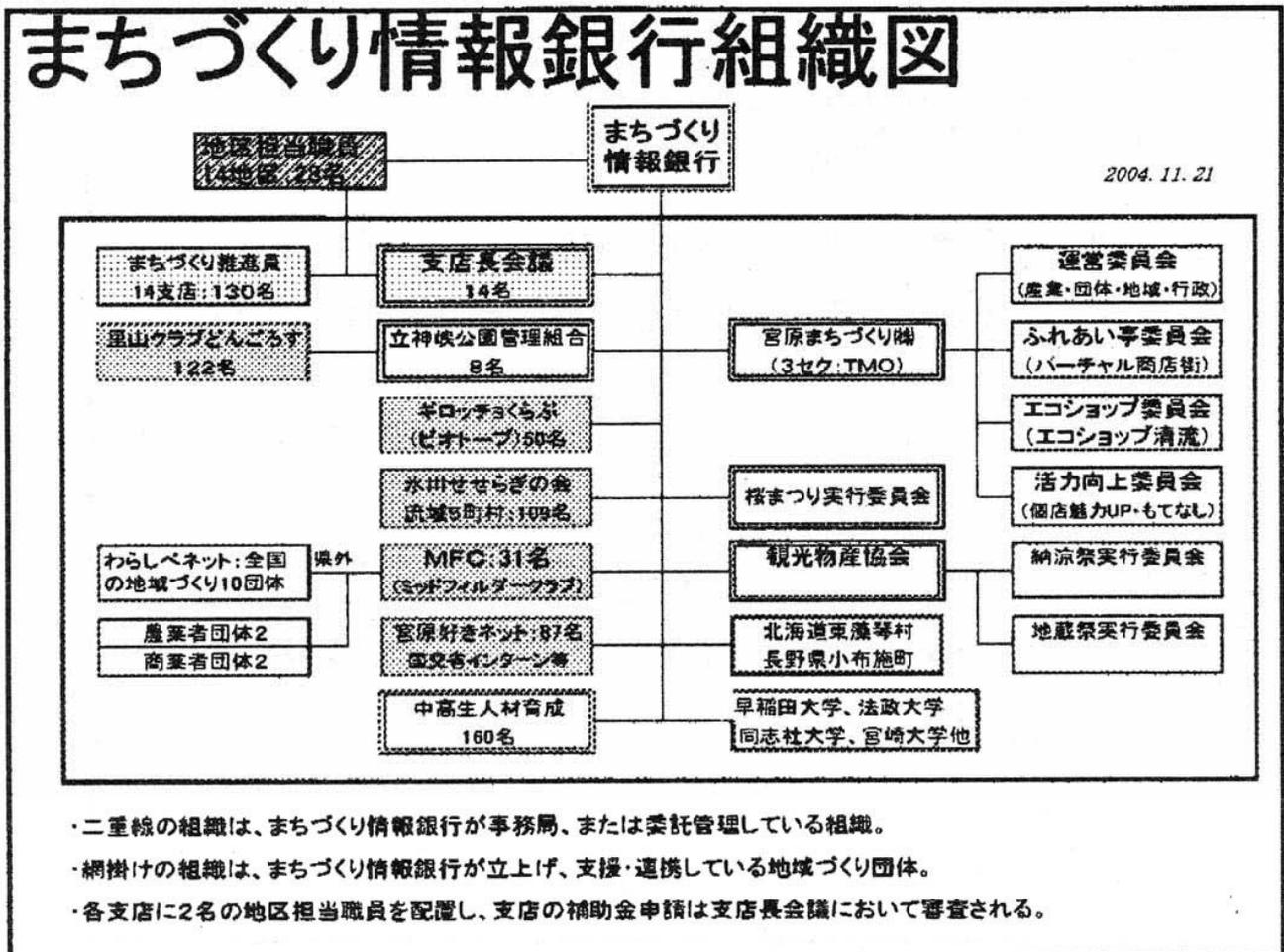
というピラミッド構造になった。

「まちづくり支店」をつくる時は大きな反発があった。そんなに役職をつくって意味があるのかという反発である。しかし地区の自治会は「組織硬直」「前年踏襲」「役職員持ち回り」という体質が定着し、形骸化していたという。そのため、古い体質に飲み込まれてしまうとまちづくりが進まないという危機意識が町職員にあった。従来の自治会組織、分館組織と同じになってしまっは意味がない。そう考えてあえて自治会をそのまま使わずに「まちづくり支店」を設けた。このように自治会に一線を引いたことが「まちづくり支店」の成功につながった。

ただし、「まちづくり支店」は地区の自治会の中に設けた。区長を外さずその下に設けたので仕事が円滑に進んでいる。当初は区長を外している地区もありトラブルが発生していたが、2000年に町企画調整課が全部の区に区長を入れるよう要請し、今の体制になった。

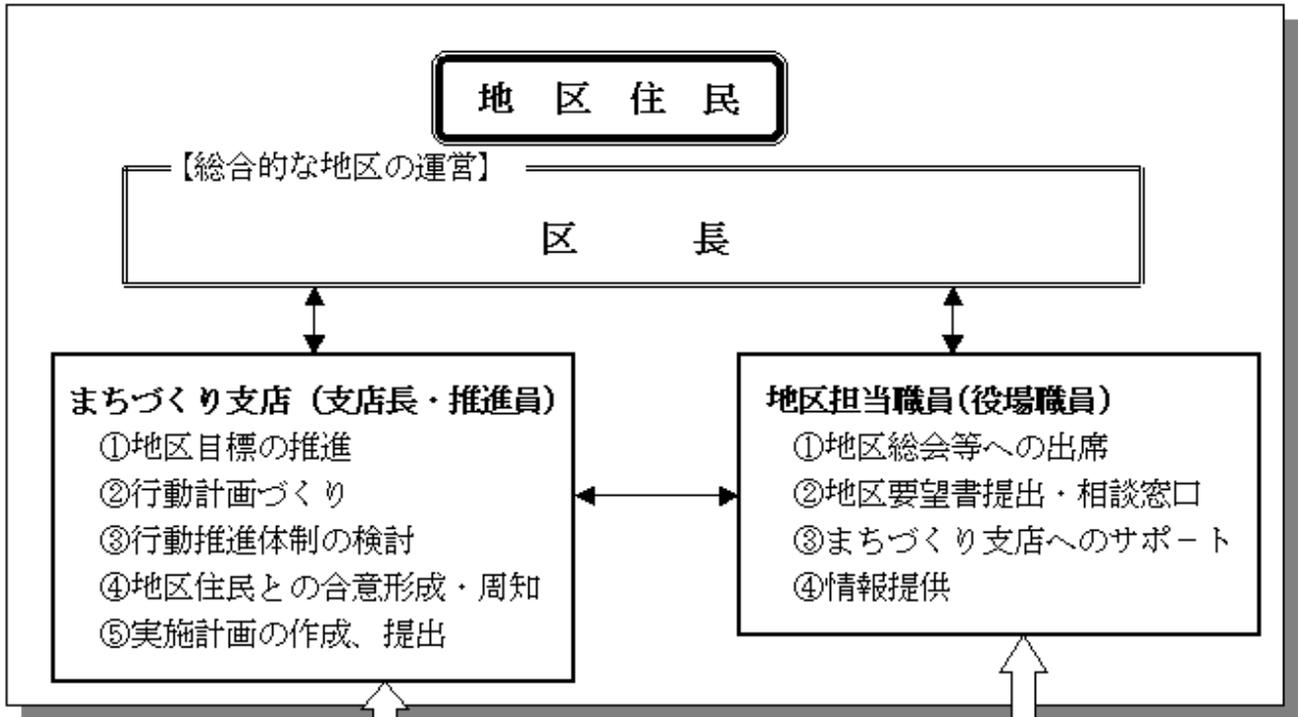
「まちづくり支店」は、住民が主体となってやるべきことをやる組織であり、サポートは町企画調整課が担当している。一方、地区担当職員は行政がやるべきことを進めることが仕事であり、サポートは町総務課が担当している。

まちづくり銀行組織図（資料：氷川町）

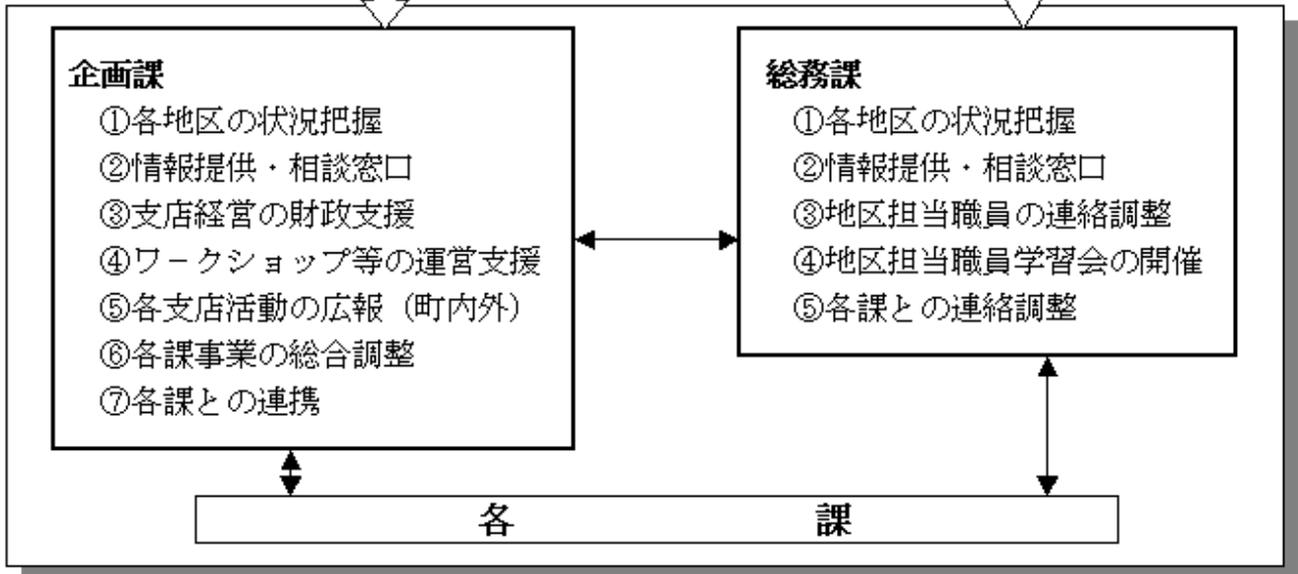


地区における「まちづくり支店」の位置づけ（資料：氷川町）

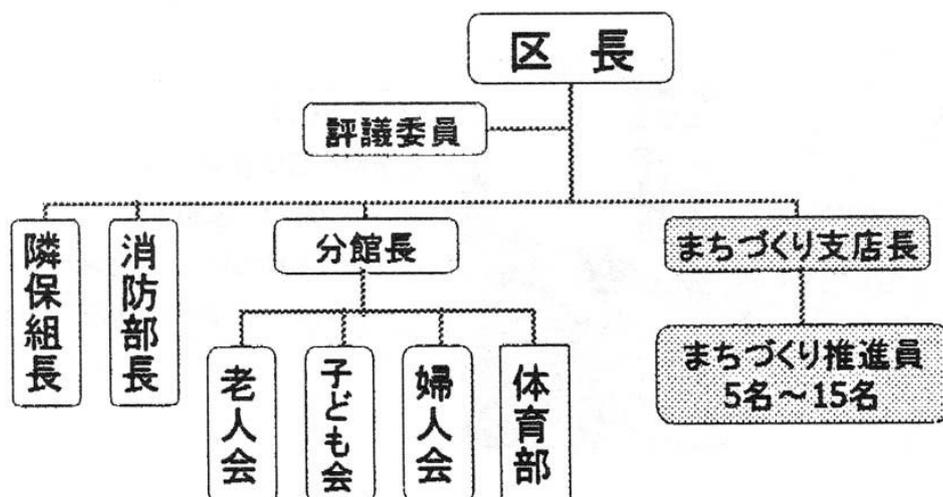
**【地区側推進体制】**



**【役場側推進体制】**



## 地区の組織例（資料：氷川町）



- ・分館長の役目が固定化しており、体育部の活動が主である。
- ・まちづくり支店長(推進員)は、地区のまちづくりとして地区の課題解決に関わる。推進員は、区長を始め各部や会の代表により構成されている。

### 新総合振興計画の策定

「まちづくり支店」を開設するに先立ち、1998年に徹底的な住民主体で総合振興計画が策定された（宮原町新総合振興計画『小さなまちの大いなる挑戦』、計画期間：1998年～2007年）。その策定の体制は下図のとおりであり、「まちづくり地区会議」は住民全員が対象である（地区の公民館（分館）で開催）。「まちづくり支店会議」はその役員会と位置づけられる。費用は3年間で総額6,000万円を要したが、町のシナリオづくりという名目で県から補助を受けている。

計画では、「宮原まちづくり尺度」として、「火の心」「水の心」「里山の心」を打ち出したが、この概念はコンサルを交えた住民との合同プロジェクトの会議の中から生まれたものである（「まちづくり条例」に引き継がれる）。

計画では従来の行政計画のような縦割りの分類（建設、商業、観光等）を排し、「人」「暮らし」「掘りどころ」「まちづくり」の4つに分けてそれぞれの具体的施策を記載した。

### ワークショップの展開

総合振興計画が策定されるまでの段階を、町役場ではまちづくりの第一段階であったと整理している。その間に町では様々な新たな取り組みが行われた。

まず町職員自らが地区を知るためのワークショップを展開した（コンサルの指導助言を受けた）。

1地区を3～4名が担当して写真を撮り、地域情報地図を作成した。また、KJ法で情報を整理した。その成果を踏まえ、各地区でまちづくり地区会議を順次開催した。首長による主旨説明のあと、町職員がワークショップで作成した情報地図を説明し、次いで住民自身によ

るワークショップを行った。そして、住民自身の手になる情報地図を作成し、情報を共有するために発表会を行った。発表会では寸劇なども交えてわかりやすいプレゼンテーションを行った。

このような過程を経て総合振興計画が策定され、また、まちづくり支店の設置が実現した。

### まちづくり条例の制定

2000年からは「まちづくり条例」の制定に取り掛かった。宮原地区は都市計画区域は無指定であり、そのようなところでまちづくりを本格的に行うためには基になるルールが必要と考えたからである。

条例制定では、住民主役型の自治組織や町の支援制度を明確にするとともに、地域の生活環境に大きな影響を及ぼす開発・建築行為などを景観の観点からコントロールする内容を盛り込むことが目指された。町は、住民10名からなる政策課題審議会を設置して条例の検討を開始し、会議（2年間で述べ13回）や先進地視察を重ねた。2001年6月から14の地区会議で条例の説明を行い、12月に原案を作成し、翌年2月にまちづくり住民検討会を開催した。そして同年の9月議会でまちづくり条例が可決され、2003年1月1日から施行されることとなった。

### （3）住民主役のまちづくりの推進

1998年度に「支店経営補助金」が創設された（総額350万円）。これで各地区におけるヒト、モノ、カネが揃ったことになる。この補助金が「まちづくり支店長」が地区の中で活動する際の大きな力になった。各地区、各事業への配分の審査は支店長会議（会場はまちづくり情報銀行）で行われる。各地区への均等配分ではないので相互に競い合い、知恵を出すことになる。行政側で単価等は一応チェックするものの基本的には住民（の代表）が配分を審査するという仕組みであり、支店長会議で審査したものを町長が決定する。

支店長会議は年6回開催するが、うち3回（5月、9月、12月）が予算査定の会議である。議論の一例を紹介すると、祭で子どもにジュースを配るという案が出たが、それは従来から自治会がやっていたことという理由で却下された。川の浚渫をするという案も出たが、それは受益者負担でやるべきだという理由で却下された。しかし、そこを憩いの場等にするならオーケーということになった。

このような議論を通じて、まちづくりとは何かという思考ができるようになった。補助要望案は、この程度の要望なら妥当であろうと出す方が自然と大人の判断をしているということで、町によれば、この点は行政よりもレベルが高いということである。

支店経営補助金を用いてこれまで「納涼祭、ふれあい交流会」（桜ヶ丘支店）、「文化祭、視察研修」（町支店）、「氷川つつじ散歩道づくり（花壇設置）、新村の日交流会」（西上宮支店・新村支店）、「憩いの場づくり（土留め工事、ベンチ・テーブルの設置、桜の植樹）」（原田支店）、「桜の植樹、文化財看板設置」（早尾支店・有佐支店）、「農産物直販所設置（フレッシュ村設立）」（立神支店）、「氷川景観整備事業（つつじの植栽）、地区防災看板設置」（川上支店）等が行われてきている。

農産物直販所は支店のスタッフと補助金があっはじめてできたものである。農産物は一般の市場には形が揃っているものしか出せないが、不揃いでもいい食材がたくさんあり、それを生かすことができるようになった。景観整備では、行政では年に一度しか草刈ができないが、地区では補助金を使いつつ自分たちが働いて年に3回やっている。「憩いの場づくり」は、公共事業でやると90万円かかる。しかも議会にかけるので完成が8月から9月になってしまう（工事発注から完成まで3か月くらいかかる）。それを、地元の建設業者に指導してもらって30万円で作ることができた。しかも、一か月で作ることができた。事業コストの内訳ではやはり人件費が大きいので、行政の直営ではなく住民主体でやるととても効果が大きくなる（行政職員の手間もあまりかかっていないことを考えると効果はさらに大きい）。納涼祭のようなソフト的な事業は補助は3年間で打ち切るというシステムになっている。同じものに機械的に延々とカネを出し続けるのは望ましくないという考えからである。4年目からは自治会の金でやってもらう。一方、景観整備のような活動は、公共事業を住民主体で行い、維持管理も住民主体で行っているの、3年で補助を打ち切るとはしない。これには宝くじ緑化コミュニティ事業の補助金も入っている。

支店経営補助金の概要と地区別利用実績（資料：氷川町）

## 支店経営補助金

### ○概要

（平成10年施行）

目的	総合振興計画の地区別計画に基づく、地区形成の目標を 実現するための取り組みを支援し、住民自らが主体的に 地区のまちづくりを進めることを目的とします。
補助対象	・どのような取り組みをおこなうかを検討し、活動計 画を作るための経費。 ・活動計画に基づく具体的な取り組みの経費。 複数の支店の連携に対する支援も可能
金額	総額 350 万円
期日	5月10日・9月10日・12月10日
決定	支店長会議で審査し、町長が決定

### ○補助対象経費と基準

なお、支店経営補助金の総枠を超えるような事業については、財源は別途検討します

項目	基準
会議費	会議に必要な事務用品、お茶及び茶菓
広報費	紙代・コピー代とし支店だより（新聞）の発行
講師謝礼	補助金総額の50%以内
旅費	宮原町一般職の職員等の旅費に関する条例に基づく
研修費	車借上げ費・公共交通費・食事代等とし補助金総額の50%以内
食糧費	弁当代（500円程度）・ジュース代・食材費とし、補助金総額の30%以内
その他	事業推進に必要な経費（ソフト事業は3年間のみ）

## 支店経営補助金一覧 平成10年～16年

支店名	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	合計
梶	50,000	36,750	0	245,000	314,500	118,285	517,496	1,282,031
早尾	174,150	309,883	361,849	243,890	269,265	154,678	294,971	1,808,686
今	177,610	380,941	203,962	328,083	66,568	148,679	21,621	1,327,464
町	249,077	250,000	161,046	206,930	133,822	221,728	147,425	1,370,028
東上宮	247,291	247,641	206,726	217,168	196,169	398,911	335,005	1,848,911
桜ヶ丘	229,116	158,268	160,788	202,617	330,512	230,943	145,221	1,457,465
西上宮	229,403	104,182	283,322	271,616	658,915	206,961	196,604	1,951,003
下宮	213,800	31,117	223,341	175,551	181,345	199,037	329,274	1,353,465
宮園	49,818	0	86,100	0	0	96,023	296,178	528,119
新村	250,000	246,894	191,740	165,074	141,685	175,985	186,815	1,358,193
立神	91,413	259,669	2,149	223,091	159,439	163,708	0	899,469
川上	131,867	21,000	150,000	249,900	124,000	152,300	134,000	963,067
有佐	74,336	229,365	247,343	236,049	137,975	138,796	0	1,063,864
原田	250,000	337,750	217,091	313,836	252,635	209,154	572,600	2,153,066
計	2,417,881	2,613,460	2,495,457	3,078,805	2,966,830	2,615,188	3,177,210	19,364,831

まちづくり支店活動事業例（資料：氷川町）

- ・支店だより作成
- ・堤環境整備（植栽管理と草刈り）
- ・堤の階段下スロ - プ拡幅
- ・高速道路桜並木管理（草刈り）、芝桜植栽
- ・早尾わいわい広場維持管理、芝刈り機及び用具倉庫購入
- ・スロ - プ、手すりの設置（公民館横憩いの場）
- ・散歩道維持管理（草刈り・桜管理・生垣剪定）
- ・芝桜花壇維持管理
- ・住宅内花壇整備
- ・地区公園検討会（設計案協議・コンペ実施）
- ・つつじ散歩道維持管理（除草作業等6回）及びサザンカ植栽
- ・子どもと高齢者交流会（グランドゴルフ・郷土料理）
- ・公園植樹及び樹木管理
- ・文化財説明看板設置（馬場通り・お旅所跡）
- ・花いっぱい運動（花苗とプランタ - 配付、36世帯）
- ・世代間交流事業（グランドゴルフ大会、納涼祭コンサ - ト・芸能大会・露店）

- ・クリスマス電飾の実施
- ・地区案内看板設置、区内情報案内板設置
- ・花いっぱい運動（花球根配布）
- ・休憩所整備（駐車場にベンチ・テ - プル設置）

#### （４）情報共有・計画行政の推進

宮原地区では、まちづくりに関する情報を地区住民と共有し、住民と共に作成した計画に基づいて整備している。その一環として、住民自身が計画作成に関わり、完成後は住民自身が維持管理を行うという形の公園整備を行っている。そのさきがけとなったのが1998年に完成した「下宮はまどん公園」である。当時、宮原地区には行政が公園をつくって欲しいという声が多かった。そこで町は1996年に、公園を整備する条件として次の3条件を提示した。

用地は地区住民が自ら探す

つくり方も地区住民が考える

完成後の維持管理は地区住民が行う

この条件の下で各地区に希望を募ったところ、6地区から手が上がり、最終的に下宮地区の計画が選ばれた。この公園の計画づくりには小中学生も含む老若男女が参加してワークショップを開催し、さまざまな意見の対立（ゲートボール場を設けるか否か、公衆トイレを設けるか否か等）を克服して青写真作成にまでこぎ着けた（面積1,014 m<sup>2</sup>）。それに基づき、時計台、バスケットゴール、によきによき棒、東屋を設けた。公園の整備には熊本県の景観整備補助金を利用した。公園の名前は町民が決定し（横を流れる「浜殿（はまどの）川」にちなむ）、住民200人の手形や足型などの陶板が公園内のコンクリート部分に埋め込まれた。公園の維持管理は町との契約により下宮地区の住民が行っている。

その後、早尾地区でも同様の条件で「わいわい広場」が整備された。事業費約400万円であったが、コンペ方式を採用したこともあり安くても良いものができた（行政が設計せず業者に絵を描かせる）。同広場ではトイレはいらないということであったが、今は簡易トイレを仮に設置している。その清掃は地区住民が行っている。上下水道の基本料金や電気代の2分の1は行政が負担している。

道路整備に関しても町が地区住民と協議しながら整備を進めている。氷川散歩道（町道）整備（1998年～、330m）にあたっては、当初はアスファルト舗装を計画していたが、整備方法を東上宮地区と1年かけて協議した結果、景観に配慮して透水性舗装とした。「まちづくり東上宮支店」が、桜の苗木植樹（20本）、ベンチの設置（6台）、草払いを行った。この町道は町内で一番きれいなものになった。維持管理は地区住民が行っている。

町地区では総合振興計画に「水路を活かした自然と親しめる公園づくり」を掲げたが、1998年から町支店が中心になってワークショップを重ね、役場横の水路沿いに「ギロッチヨ池」を整備した。

## 5．特徴的手法

まちづくり全般を徹底した住民主体の基で行っているのが何よりの特徴である。住民主体とするために、施設整備、組織整備、制度整備、計画整備等、あらゆる面で先進的な取り組みを行っている。「小さな町の大いなる挑戦」という総合振興計画のキャッチフレーズが、その取り組みの自信を示している。

まちづくり支店の組織を整備し、補助制度を設けて自律的なまちづくり活動を促進したことは、行政の負担を減らすという効果ももたらしている。そのような仕組みを条例に位置づけたことにより、今後、合併や行政組織の変更があった場合でも、住民主体のまちづくり体制を持続的に確保していくことができると町では考えている(八代市との広域合併の話を見合わせたのは、その前に小さなまちの体制を確立しておく必要があると判断したためとのことである)。

開発建築行為の規制に関しては、これまでのところ苦情もなく円滑に計画変更が行われてきており(高さ、屋根形状、色、防災設備、緑化等)、それによって生活環境や景観を守ることができている。

## 6．課題

住民主体のまちづくりを進めていく上で、支店長の人材をいかに確保するかが課題である。役員交代がスムーズにいかないことがある。

支店経営補助金の制度により住民主体でレベルの高い景観形成を行ってきたが、その維持管理費が補助金の使途をしぼるようになってきている。

開発建築行為の規制に関しては、強制力がないことによる不安定さがある。また、事務手続きに専門知識が必要になり、町職員の事務負担が大きくなっている。地区の同意が必要な場合、その大きな権限が地区にとって負担になることもある。

ハード整備に関しては、広場や駐車場はもう要らないので店舗を誘致してほしいという声がワークショップで大きかった。現在、街の中ではシャッターがどんどん増えている。地元スーパーは3店あるが日曜日は閉めており、うち1店は存続か撤退かの検討がなされている。このような状況下でまちを活性化する場合、共同店舗方式はリスクが大きくなるが(1店抜けると残った店の共益費の負担が大きくなるので)、チャレンジショップのようなものが入ったテナント・ミックス型の商業施設はぜひ必要であると町では考えている。インフラが整備されても店舗が減り続けているのが現状であり、道路ができて店がなくなることを心配する声が出ている。

### 事例3 埼玉県さいたま市 区民会議～行政と市民の橋渡し・協働の要～

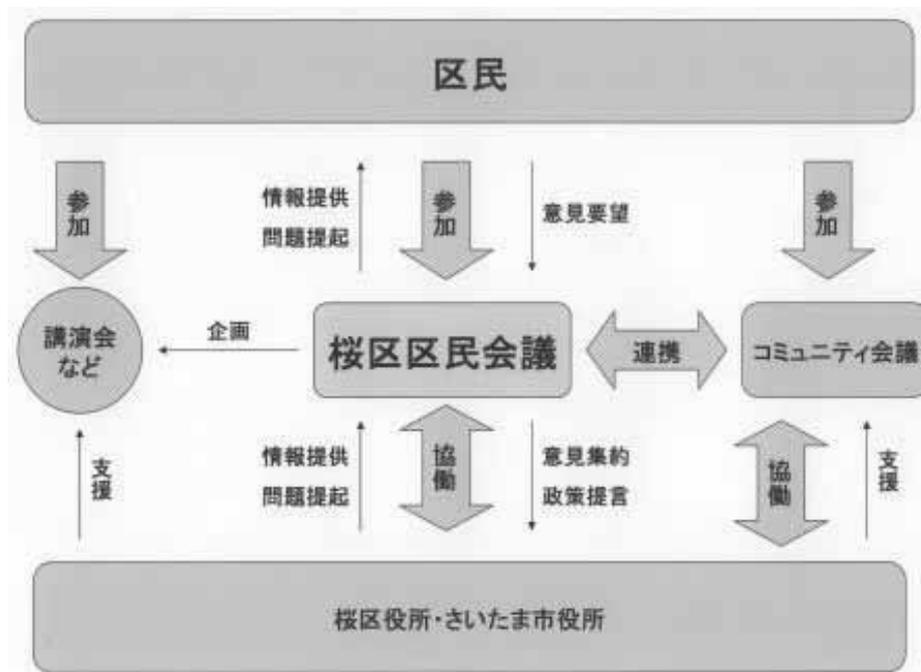
#### [ 区民会議の概要 ]

さいたま市は平成 15 年 4 月に全国で 13 番目の政令指定都市に移行し、平成 17 年 4 月に岩槻区を加え、10 の行政区となりました。現在、さいたま市の総人口は 121 万人（H21.4.1 現在）で、全国 9 番目の大都市となっています。

市民に身近なまちづくりを実現するためには区の役割は重要です。区民との協働によって、区の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めていくために、各区に「区民会議」が設けられました。

#### [ 桜区の例 ]

#### 桜区区民会議のイメージ図



桜区区民会議は、「桜区の魅力あるまちづくりを推進し、市民共同参画型社会の実現を目指す」ことを目的として、平成 15 年 7 月に設置されました。

区内の各種団体やコミュニティ会議から推薦された方と、公募の方で構成されています。委員の任期は 2 年です。

桜区区民会議は、テーマ別に 2 つの部会を設置し、委員はどちらかの部会に属しています。また、「企画・広報運営委員会」は、区民会議の正副会長、各部会の正副会長、ホームページ担当委員などで構成され、事業の企画立案や広報活動、各部会間の調整などを行います。

## 部会の紹介

それぞれの主な内容を紹介します。(以下の部会は、第四期の名称とテーマ)

さわやか部会	「健康」をテーマに、桜区の特色ある自然や施設を生かした“さわやか”な暮らしを目指す部会です。
ふれあい部会	鴨川や大学といった地域資源の活用及び人々の交流の促進によって、区民同士をつなげあわせる“ふれあい”をテーマにした部会です。
企画・広報運営委員会	上記の2部会を統率する形で活動方針・内容などを検討するほか、区民会議通信「桜っこだより」の発行、主催事業の企画立案などを行います。

## 委員の構成

部会	所属等	備考
ふれあい	土合地区社会福祉協議会	
ふれあい	公募委員	
さわやか	(社) 埼玉中央青年会議所	
さわやか	NPO さいたま都市まちづくり協議会	
さわやか	リサイクル女性会議・桜(環境団体)	
ふれあい	公募委員	副部長
ふれあい	青少年育成さいたま市民会議	副会長
ふれあい	公募委員	
ふれあい	公募委員	副部長
ふれあい	西浦和駅周辺の街を住みよくする会(コミュニティ会議)	部長
さわやか	桜区自治会連合会	副会長
さわやか	桜区PTA連合会	副部長
ふれあい	さいたま商工会議所	
さわやか	郷土史研究クラブ(コミュニティ会議)	
さわやか	大久保地区社会福祉協議会	副部長
ふれあい	アヤメの会(コミュニティ会議)	
ふれあい	さいたま市保健愛育会桜区支部	
さわやか	公募委員	部長
ふれあい	埼玉大学	
さわやか	田島ヶ原のサクラソウを守る会(コミュニティ会議)	
さわやか	公募委員	会長
さわやか	桜区民生委員児童委員協議会	

## 事例 4 東京都八王子市 まちづくり研究はちおうじ～協働による都市政策力の向上～

### [ 概要 ]

#### 1. 都市政策研究所の設置

##### (1) 八王子市都市政策研究会議から八王子市都市政策研究所へ

「地方分権の進展や社会情勢の急激な変化にあたり、新たな時代に対応する先駆的政策や施策を広く調査研究し、その具体化を図る」ことを目的に、市長の私的諮問機関として設置された「八王子市都市政策研究会議」は、調査研究に基づく市長への政策提言や、成果報告会の開催などを通じて、一定の研究成果とその活用・実現を果たしてきました。

それらの成果を踏まえつつ、第2期地方分権改革の進展を含めた、社会情勢のさらなる変化に、よりの確かつ具体的な対応ができるよう、「八王子市都市政策研究所」に改組・体制強化し、組織内シンクタンクとして政策審議室に設置しました。

#### 2. 役割と機能

政策審議室における都市政策研究所の役割は、政策審議室の本来的機能である「新規施策の立案」や「特命事項の調査研究」を強化しつつ、その一部を担うことです。そのため都市政策研究所では、調査研究の能力や、一定の専門的知識の確保を活動の中で行っていくことが重要になると考えています。そうした調査研究能力の向上や一定の専門的知識を習得するには、組織的対応が必要であることから、政策審議室内に組織内シンクタンクとして設置したものです。

八王子市都市政策研究所においては、基礎自治体の企画部門における新たな役割として、各所管が政策立案するにあたっての協議・事前相談や、研究所がストックするデータの提供、学識経験者との橋渡しなどを行うことで、全庁的な政策形成能力の向上も目指すものです。

役割・機能は、以下のような表にまとめられます。

##### 役割 1 : 政策の開発

実効性ある政策の開発を目指し、以下の2つの機能を柱とした活動を行う。

機能	活動の内容
調査研究機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会調査などによる独自データの収集</li> <li>・ 文献調査などによる最新情報の収集</li> <li>・ 実務経験者・学識経験者等からの指導を踏まえた研究・分析</li> <li>・ 新規政策課題の先行的情報収集</li> </ul>
政策・情報蓄積機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計情報等の収集・加工</li> <li>・ 庁内外におけるネットワーク構築</li> <li>・ 先進的政策や研究成果の蓄積</li> </ul>

## 役割 2 : 政策の発信

開発した政策の実現と職員の政策形成能力向上を目指し、以下の3つの機能を柱とした政策の発信を行う。

機能	活動の内容
政策提案機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長への提案・報告</li> <li>・ 所管部への提案</li> <li>・ 広く社会へ向けた政策提案</li> </ul>
政策・情報発信機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事者への情報発信</li> <li>・ 庁内及び担当課への情報発信</li> <li>・ 外部への情報発信</li> </ul>
政策助言機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部事業への助言</li> <li>・ 各部事業への技術的支援</li> <li>・ 庁内研修の開催・支援</li> </ul>

### 3 . まちづくり研究はちおうじ

都市政策研究会議～都市政策研究所の成果発表の場であるとともに、市民、学識経験者、市職員が協働する「政策研究の交流拠点」となることを目指して、定期的に発行している機関誌です。

まちづくり研究はちおうじ 第4号 目次

巻頭コラム

「市民力」の時代 西田 和夫 八王子市都市政策研究会議副座長 / 八王子市総合政策部長  
平成 17・18 年度八王子市都市政策研究会議共同研究 八王子における地域自治組織を考える  
一般投稿

地域公共交通の再構築と自治体・市民・事業者の役割

- 人と環境にやさしい交通を創り上げるために - 吉田 樹 東京都立大学大学院都市科学研究科 歩いて  
楽しい街づくり 大津 和文 建築家

八王子市の政策事例報告

企業OBの力を地域に活かして 黒須 隆一 八王子市長

子育てしやすいまちナンバーワンをめざして 小澤 篤子 八王子市こども家庭部子ども家庭支援センター館長

論文

市場化テストと自治体行政 前田 成東 八王子市都市政策研究会議委員 / 東海大学政治経済学部教授  
研究報告

「地域担当職員制度」の現状と課題

- 中核市規模の自治体に対する調査結果から - 元木 博 八王子市総合政策部政策審議室兼 健康福祉部健康福祉総務課主任

市民と大学と行政を結ぶ地域文化 - 多摩美術大学での講義を例に - 堤 涼子 多摩美術大学大学院美術研究科デザイン専攻 佐藤 広 八王子市教育委員会生涯学習スポーツ部次長兼文化財課長(八王子市郷土資料館長) / 多摩美術大学美術学部非常勤講師

新たな収納方法に関する考察 - 利用者利益の最大化をめざして - 菅野 匡彦 八王子市こども家庭部子育て支援課主任 福田 純 八王子市行政経営部行革推進課主事

八王子市役所職員の能力開発

自主研究グループ活動紹介 八王子市総務部職員課人材育成担当

特別寄稿

自治体職員の原点 遠藤 芳昭 八王子市まちなみ整備部長  
 都市政策研究会議事務局から  
 平成 18 年度 活動状況  
 お知らせ (投稿論文について)  
 平成 18 年 八王子市の主な動き

●都市政策研究会議事務局から

平成18年度 活動状況

《研究会》

会 議 名	開 催 日	開 催 内 容
第1回研究会	18年 4月27日	・グループ討議
第2回研究会	5月19日	・グループ討議 ・平成18年度研究計画について
第3回研究会	26日	・グループ別研究
第4回研究会	6月 9日	・グループ別研究
第5回研究会	23日	・進行状況報告
第6回研究会	7月 7日	・グループ別研究
第7回研究会	21日	・中間報告会
第8回研究会	8月18日	・18年度後期研究テーマについて
第9回研究会	9月15日	・平成18年度後期研究テーマについて ・グループ別研究
第10回研究会	28日	・グループ討議 ・平成18年度後期研究計画について
第11回研究会	10月13日	・愛知県豊田市視察
第12回研究会	27日	・新潟県上越市視察
第13回研究会	11月10日	・視察報告会
第14回研究会	24日	・報告書作成打合せ ・グループ別研究
	12月 4日	・神奈川県大和市視察
第15回研究会	8日	・グループ別研究
第16回研究会	15日	・中間報告会 ・グループ別研究
第17回研究会	19年 1月12日	・報告書作成
第18回研究会	26日	・報告書作成
第19回研究会	2月14日	・報告書作成
第20回研究会	2月23日	・報告書作成

《研究会議》

会 議 名	開 催 日	開 催 内 容
第1回研究会議	18年 5月19日	・平成18年度研究計画について ・「まちづくり研究はちおうじ」第3・4号について
第2回研究会議	11月24日	・平成18年度後期研究計画について ・「まちづくり研究はちおうじ」第4号について
第3回研究会議	19年 1月12日	・投稿論文審査 ・「まちづくり研究はちおうじ」第4号の構成について

注)活動状況については、平成19年2月末までを掲載しています。